

認知症高齢者グループホームに係る緊急点検結果について

	全国		広島県	
	件数	割合	件数	割合
認知症高齢者グループホーム (A)	9,952件		256件	
点検済の件数(B)	5,951件	B/A=59.8%	105件	B/A=41.0%
防火・避難関係規定に関する違反を把握した件数 (C)	889件	C/B=14.9%	27件	C/B=25.7%
手続に関する違反を把握した件数(D)	1,114件	D/A=11.2%	25件	D/A=9.8%

特殊建築物の種類

	用途
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
(二)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設等
(三)	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バーダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗
(五)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの
(六)	自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ

用途変更

(法87条)

建築物の用途を変更して特殊建築物のいずれかとする場合、確認申請が必要

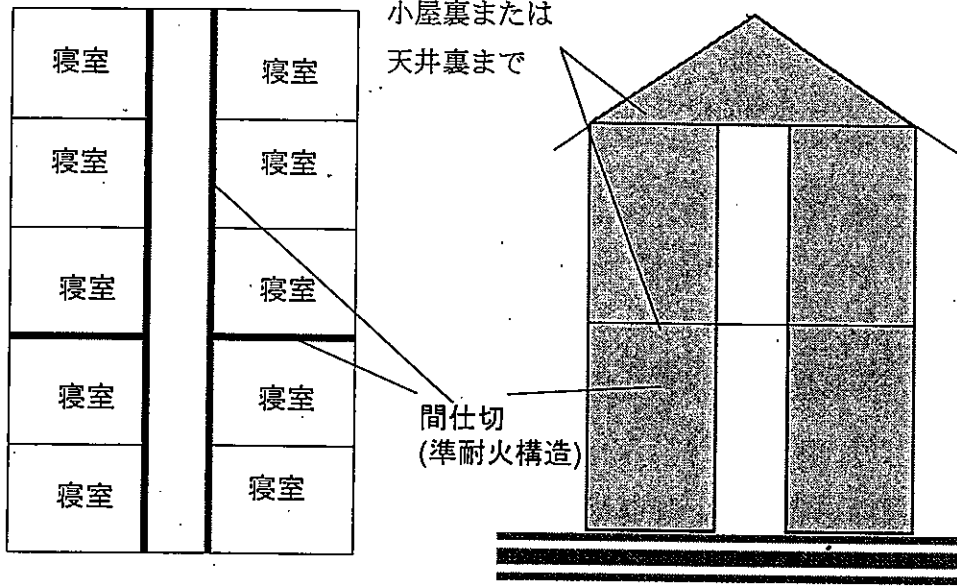
(類似の用途相互間である場合を除く)

類似の用途(例)

- 下宿、寄宿舍
- 診療所(患者の収容施設があるものに限る)、児童福祉施設等

間仕切壁

(施行令114条)



施錠装置

(施行令125条の2)

適用条項

- 施行令125条の2

対象部分

- 屋外避難階段に屋内から通ずる出口
- 避難階段から屋外に通ずる出口
- その他の出口で、火災等の非常の場合に避難の用に供すべきもの

出口制限

- 出口に設ける戸の施錠装置は、当該建築物が法令の規定により拘禁する目的に供せられるものである場合を除き、屋内から鍵を用いることなく解錠できるものとし、かつ、当該戸の近くの見やすい場所にその解錠方法を表示しなければならない

問合せ先

中区役所建築課	504-2579
東区役所建築課	568-7745
南区役所建築課	250-8960
西区役所建築課	532-0950
安佐南区役所建築課	831-4953
安佐北区役所建築課	819-3938
安芸区役所建築課	821-4928
佐伯区役所建築課	943-9745
都市整備局指導部建築指導課	504-2288

以下参考

非常照明の概要

(施行令126条の4)

設置義務のある建築物

特殊建築物

- ・ 共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設等

階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物

無窓居室を有する建築物

- ・ 採光上有効な開口面積の合計が当該居室の床面積の1/20未満の居室を有する建築物

延べ面積が1000㎡を超える建築物

非常照明 設置義務のある部分

①居室

②すべての居室から、地上へ至る避難経路となる廊下、階段その他の通路

③①、②に類する部分

(廊下に接するロビー、通り抜け避難に用いられる場所、その他通常、照明設備が必要とされる部分)

排煙設備の概要

(施行令126条の2)

設置義務のある建築物

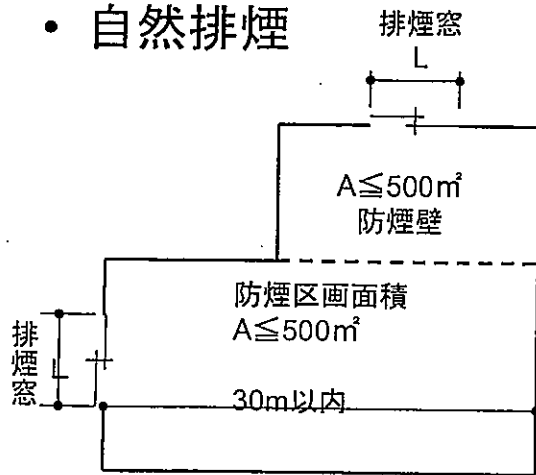
- 500㎡を超える児童福祉施設等の特殊建築物
- 階数が3以上で500㎡を超える建築物
- 排煙上有効な開口部の面積が居室の1/50未満の居室
- 延べ面積が1000㎡を超える建築物における床面積が200㎡を超える居室

防煙区画

- 500㎡以内

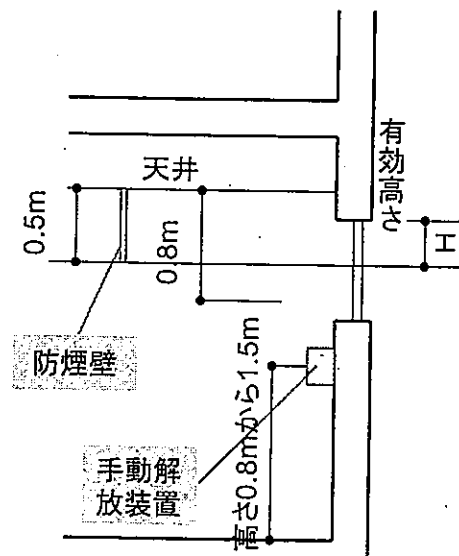
排煙設備

• 自然排煙



排煙上有効な窓の検討

$$\frac{1}{50} \times A \leq H \times \frac{L}{2}$$



内装制限

特殊建築物の用途

共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設等

耐火建築物	準耐火建築物	他の建築物
当該用途に供する3階以上の部分の床面積の合計 $\geq 300\text{m}^2$	当該用途に供する2階の部分の床面積の合計 $\geq 300\text{m}^2$	当該用途に供する部分の床面積の合計 $\geq 200\text{m}^2$

内装制限

床・天井の室内に面する部分

居室 難燃材料	居室から地上に通ずる主たる通路 準不燃材料
------------	--------------------------

防火区画

面積区画

- 一定規模以下の面積に区画

たて穴区画

- 階段、吹き抜けなどその他の部分と区画

異種用途区画

- 用途が異なる部分ごとに区画

(※区画とは、耐火性のある壁などで仕切ること)

面積区画

▶一定面積以下に耐火性のある壁等で仕切る

対象建築物		区画基準	
<p>延べ面積1500㎡超</p> <ul style="list-style-type: none"> • 主要構造部を耐火構造とした建築物 • 準耐火建築物 	<p>床面積1500㎡以内ごと</p>	<p>準耐火構造の床・壁・特定防火設備で区画</p>	
<p>1000㎡超</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大規模木造等の規定により準耐火建築物とした建築物 	<p>床面積1000㎡以内ごと</p>		
<p>500㎡超</p> <ul style="list-style-type: none"> • 特殊建築物、防火・準防火地域の規定により準耐火建築物とした建築物 	<p>床面積500㎡以内ごと</p>	<p>防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏、天井裏に達せしめること</p>	

たて穴区画

▶火炎、煙が他の階に拡大することを防止するため、階段、吹き抜け等の部分とその他の部分を耐火性のある壁等で仕切る

対象建築物	たて穴部分	区画基準
<p>主要構造部を準耐火構造とし、地階又は3階以上の階に居室を有する建築物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・吹き抜けとなっている部分 ・階段の部分 ・タストスペースの部分 ・その他これらに類する部分 	<p>たて穴部分とその他の部分とを準耐火構造の床・壁・防火設備で区画</p>

異種用途区画

▶建築物の一部が特殊建築物の用途に供するものについて、特殊建築物相互間及びその他の用途の部分を耐火性のある壁等で仕切る

対象建築物	区画基準
<p>学校、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、マーケット、公衆浴場</p>	<p>特殊建築物相互間及び特殊建築物の部分とその他の部分とを準耐火構造の壁・防火構造で区画</p>
<p>50mを超える自動車車庫</p>	
<p>階数が2、200m²を超える百貨店、共同住宅、寄宿舎、病院、倉庫</p>	
<p>その他、一定規模以上の特殊建築物</p>	

廊下・避難階段・出入口

出口制限

廊下の幅

直通階段の設置

2以上の直通階段

避難階段

出口の制限

出口制限

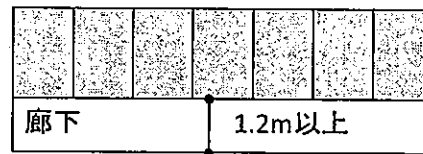
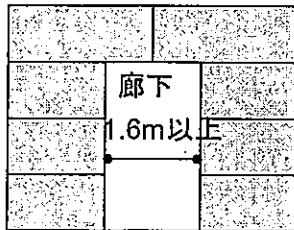
- 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場の客席からの出口の戸は、外開きとすること
- 避難階においては、居室の各部分から屋外への出口までの距離は60m以下とすること
- 屋内からかぎを用いることなく解錠できるものとする

廊下の幅

居室の床面積の合計が200㎡を超えるもの

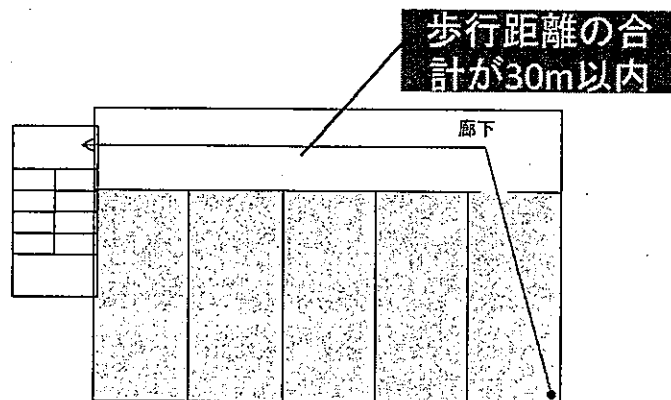
(地階にあつては100㎡を超えるもの)

- 両側に居室がある場合 1.6m以上
- その他の廊下の場合 1.2m以上



直通階段の設置

- 建築物の避難階以外の階においては、避難階又は地上に通ずる直通階段を居室の各部分から歩行距離が30m以内に設けなければならない。



階段・踊場の構造

階段の種別	階段及び踊場の幅(cm)	けあげの寸法(cm)	踏面の寸法(cm)	踊場の設置	踊場の踏み幅
小学校	140以上	16以下	26以上		
中学校・高等学校				高さ3m以内ごと	
物品販売業(1500㎡超)	140以上	18以下	26以上		1.2m以上
劇場、映画館、演芸場等					
居室の床面積が200㎡を超える地上階のもの				高さ4m以内ごと	
居室の床面積が100㎡を超える地下階のもの	120以上	20以下	24以上		
上記以外のもの	75以上	22以下	21以上		

2以上の直通階段の設置

建築物の避難階以外の階が次に該当する場合は、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

- ◆ 劇場、映画館、演芸場等
- ◆ 物品販売の店舗
- ◆ キャバレー、ヌードスタジオ、店舗型電話異性紹介営業等
- ◆ ホテル、旅館、共同住宅等
- ◆ 6階以上の階に居室を有する、5階以下の階に居室の床面積の合計が200㎡を超える場合 など

避難階段の設置

設置対象の建築物

- 建築物の5階以上の階に通ずる直通階段
- 建築物の地下2階以下の階に通ずる直通階段
- 3階以上の階を物品販売業の用途に供する建築物に通じる直通階段

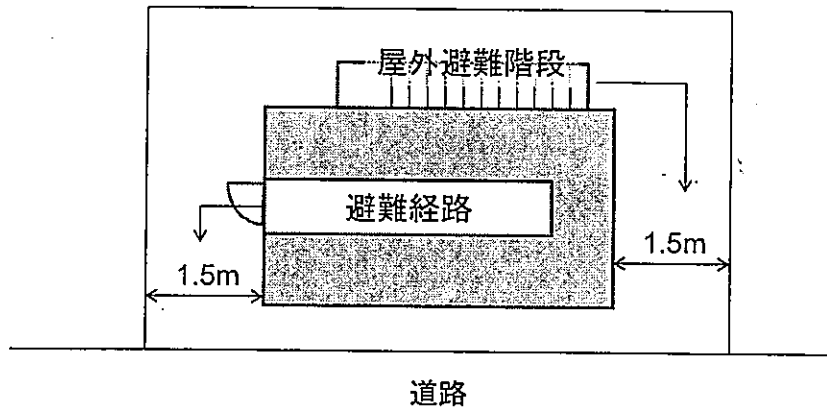
屋内に設ける避難階段の構造

避難階段の構造

- 内装: 下地・仕上げを不燃材で造ること
- 採光有効開口部: 採光上有効な窓又は予備電源を有する照明設備を設置すること
- 階段に通ずる出入口: 戸は防火戸とすること
- 防火戸: 直接手で開くことができ、自動的に閉鎖する戸、避難方向に開くことができること

敷地内通路関係

- 屋外避難階段および避難経路の出口から道などに通ずる通路 $\geq 1.5\text{m}$



都市計画区域内的の建築物の屋根は
不燃材料で造るかふくこと

不燃材料とは
コンクリート
レンガ
瓦
金属板 など